情報通信審議会　情報通信技術分科会
ＩＰネットワーク設備委員会（第１０回）議事概要

１　日時
平成２０年１月２８日（月）１７時３０分～１９時１０分

２　場所
総務省９階　９０１会議室

３　出席者（敬称略）

(1)　構成員
後藤滋樹（主査）、相田仁（主査代理）、五十川洋一（オブザーバ：松本隆）、
稲田修一、歌野孝法（オブザーバ：谷直樹）、江﨑浩、
冲中秀夫（オブザーバ：三澤康巨）、木下剛、新保豊、
杉本晴重（オブザーバ：千村保文）、資宗克行（オブザーバ：清水博一）、
竹村哲夫（オブザーバ：入部真一）、津田俊隆、土森紀之、
橋本信（オブザーバ：雄川一彦）、藤咲友宏、水谷幹男、三膳孝通、弓削哲也、
渡辺武経　（以上、２０名）

(2)　事務局
武内電気通信事業部長、竹内電気通信技術システム課長、
菱沼同課企画官、大西同課課長補佐、山下同課課長補佐　他

４　議事

(1)　ＩＰネットワーク設備委員会報告（案）（安全・信頼性検討作業班関係）について
前回委員会にて取りまとめた委員会報告（案）に対して実施したパブリックコメントに関し、提出された意見及びそれに対する委員会の考え方（案）について事務局から資料１０－１に基づき説明があり、パブリックコメントに対する委員会の考え方（案）及び委員会報告（案）について了承された。
また、本報告については、１月 31 日（木）に開催予定である情報通信審議会 情報通信技術分科会に報告する予定である旨、事務局より説明がなされた。

(2)　ＩＰネットワーク設備委員会報告（案）（技術検討作業班報告）について
技術検討作業班の相田主任より、相田主任より、安全・信頼性検討作業班報告の概要について、資料１０－４に基づき報告。その後、事務局より、報告の詳細について資料１０－５に基づき説明がなされた。

委員より、主に以下の点について意見があり、パブリックコメントまでの最終的な調整は委員会主査と事務局にて行うこととなった。

①資料 10-5　2.2.2　ふくそうの発生及び波及を抑止するための端末の機能

（P8）について、「具備されることが適当である。」ではなく、「～望ましい。」とし、０AB～J-IP 電話と 050-IP 電話で技術的条件が異なってもよいのではないかという意見があった。一方で、基本的には０AB～J 端末と同様に当該機能が具備されるべきという考え方や、この部分に続くなお書きによって考慮されているのではないかという意見があり、適切な表現を検討することとなった。

②資料 10-5　2.2.3　緊急通報、重要通信の取扱い（P9）について、050-IP 電話サービスを提供する事業者にとって、義務ではないものを明確に書くべきという意見があり、事務局より、重要通信の優先的取り扱いについては、電気通信事業法によって全ての事業者に義務化されていること、緊急通報受理期間への接続については、050-IP 電話においては、取り扱う場合には、その方法が規定されていることについて説明があった。一般原則に関する説明は残し、「緊急通報を取り扱う場合には」という文言を追記することとなった。

③頻出する End-End という語について、単一プロバイダーにおけるものであるならば明記すべきであるという意見があり、定義をするとともに、登場箇所によっては異なる意味で用いている可能性もあるため、見直すこととなった。

(3) その他

事務局より、資料１０－６に基づき今後のスケジュールについて説明があった。ＩＰネットワーク設備委員会報告（案）（技術検討作業班報告）については最終調整をした後、近日中にパブリックコメントを実施することとされた。

【資料番号】	【配付資料】
資料 10－１	「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性基準（案）」に寄せられた意見及びそれに対するIPネットワーク設備委員会の考え方（案）
資料 10－２	IPネットワーク設備委員会　報告（案）概要（安全・信頼性検討作業班関係）
資料 10－３	IPネットワーク設備委員会　報告（案）（安全・信頼性検討作業班関係）
資料 10－４	IP ネットワーク設備委員会　技術検討作業班報告概要
資料 10－５	IP ネットワーク設備委員会　技術検討作業班報告
資料 10－６	今後のスケジュール（案）

参考資料 10－１　IPネットワーク設備委員会（第９回）議事概要（案）